

個人情報安全確保等に関する特約条項(請書)

個人情報安全確保等に関し、次の特約条項を定める。

(総則)

第1条 善良なる管理者の注意をもって委託(役務提供)業務を行う。

(漏洩の防止)

第2条 個人情報の漏洩等防止のため、適切な措置を講ずる。

(秘密の保全)

第3条 この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用しない。

(個人情報の目的外使用等の禁止)

第4条 委託(役務提供)業務に係る個人情報を他の目的で使用しない。また、当該情報を第三者に閲覧又は提供しない。

(個人情報の複製)

第5条 個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により貴官の承認を受けた上で行う。

(個人情報の管理)

第6条 個人情報の管理について、定期的に検査を行う。また、貴官が特に必要と認めた場合は、当方に対し、個人情報の管理状況に関する質問、資料の提出、又は当方の工場等関係場所への立ち入り調査に応じる。

(その他)

第7条 委託(役務提供)業務に関し事故等が発生した場合、速やかにその内容を貴官に報告する。